

部長級及び主査級職員の給与に関する
報告及び勧告

令和5年12月

大阪府人事委員会



大人委第2378号
令和5年12月21日

大阪府議会議長 久谷 眞敬 様

大阪府知事 吉村 洋文 様

大阪府人事委員会委員長 松本 岳

部長級及び主査級職員の給与に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定により、部長級及び主査級職員の給与について報告し、併せて給与の改定について勧告します。

目 次

本編

- 1 はじめに
- 2 行政職給料表の適用状況等に関する報告
 - (1) 部長級職員の現状
 - (2) 主査級職員の現状
- 3 「給与制度」の見直しについての知事からの要請
 - (1) 部長級の給料月額の見直し
 - (2) 主査級の給料月額並びに主査級及び課長補佐級への昇任時の昇給幅の見直し
 - (3) 実施時期
- 4 本委員会の見解
 - (1) 部長級の給料月額の見直し
 - (2) 主査級の給料月額並びに主査級及び課長補佐級への昇任時の昇給額の見直し
- 5 勧告
 - (1) 職員の給与に関する条例に定める給料表の改定
 - (2) 改定の実施時期
- 6 結語

参考資料

1 はじめに

大阪府では、本委員会の平成 22 年 12 月の「独自給料表の導入等に関する報告及び勧告」に基づき、平成 23 年度に、職務給の原則の徹底を図るため、部長級・次長級職員の「給料月額定額制」の導入、級間の金額の重なる縮小など、府独自の給与制度の見直しを実施した。

この見直しから 10 年以上が経過し、社会経済情勢の変化や危機事象の発生等、本府を取り巻く環境が大きく変化したことで、給与制度以外のものも含め、様々な課題が発生している。それらの課題に対応するため、知事において今後 10 年を見据えた「組織・人事給与制度の今後の方向性」(素案)(以下「素案」という。)が策定されたところである。

素案に基づき、知事から本委員会に対し、給与制度の見直しについて検討を行うよう要請が行われた。この要請を受け、本委員会として検討を行った結果について、勧告・報告を行うものである。

参考資料 1 「独自給料表の導入等に関する報告及び勧告」の概要

2 行政職給料表の適用状況等に関する報告

(1) 部長級職員の現状

大阪府の行政職給料表は、8 級制をとっており、部長級職員には 8 級が適用され、給料月額は定額の 569,700 円となっている。

また、職務・職責の違いは、管理職手当で措置することとしている。部長級に適用される管理職手当の区分は一種から四種まであり、管理職手当一種は、当該手当の上限とされる「職務の級の最高号給の給料月額の 100 分の 25」に相当する額となっている。なお、部長級職員の管理職手当については、一律 100 分の 5 の減額措置がとられている。

部長級職員については、令和 5 年職員給与実態調査の令和 5 年 4 月 1 日現在のデータによると、管理職手当一種適用の職員は 14 人、管理職手当二種適用の職員は 3 人、管理職手当三種適用の職員は 19 人、管理職手当四種適用の職員は 9 人在籍している。

職員の管理職手当に関する規則(昭和 41 年大阪府人事委員会規則第 2 号)によると、部長級職員のうち、管理職手当一種が適用される職は、副首都推進局長、危機管理監、万博推進局長、本庁部長、IR 推進局長、大阪都市計画局長、会計局長(会計管理者)及び議会事務局長の職(以下「部局長等」という。)である。

なお、行政職給料表 8 級以外に、部長級の職務の級として医療職給料表(→)5 級がある。当該級は、医師・歯科医師である本庁部長や保健所の所長等に適用しており、その給料月額は行政職給料表 8 級と同様に定額としている。

参考資料 2 行政職給料表及び職員数、
3 管理職手当一覧(部長級)

(2) 主査級職員の現状

一般行政事務に従事する職員の主査級昇任にあたっては、主査級昇任考査の合格を要件としており、令和5年度主査級昇任考査の対象者は、808人（第1類451人、第2類357人）となっている。このうち、有効に受験した者は、414人（第1類227人、第2類187人）であり、受験率は51.2%（第1類50.3%、第2類52.4%）となり、前年度より全体で3.7ポイント減少している。受験率の低下については、ここ数年みられる傾向である。

給料月額の重なり幅については、副主査の級である行政職給料表2級の最高号給は352,800円、主査の級である3級の1号給は267,300円であり、2級と3級の給料月額の重なりは85,500円となっている。これは1級と2級の重なりが65,500円、3級と課長補佐の級である4級の重なりが42,600円であることと比較すると大きいと言える。

また、2級から3級に昇格する場合の昇給額は、10,000円から26,700円であり、2級1号給からの昇格時が最も高く、14号給（おおよそ30歳）にかけて減少し、以降は一定の年齢層まで逡増、その後緩やかに減少している。

その他の級間の昇格時の昇給額を見ると、3級から4級に昇格する場合は24,000円以上であり最も高い水準にある。

参考資料4 主査級昇任考査受験率の推移、5 給料月額の重なり幅、
6 級別の昇格時の昇給額（行政職給料表）

3 「給与制度」の見直しについての知事からの要請

知事から本委員会に対して行われた要請の概要については、次のとおりである。

(1) 部長級の給料月額の見直し

職務・職責の変化等を踏まえ、行政職給料表の部長級（8級）について、部局長等の給料月額の引上げ、理事の給料月額の引下げを行う。

(2) 主査級の給料月額並びに主査級及び課長補佐級への昇任時の昇給幅の見直し

受験意欲の向上や受験者の増加に向けた取組みに加えて、主査級（3級）昇任時における給料上のインセンティブを拡充するため、3級の初号給の水準を引き上げる。

また、主事・技師級から主査級及び主査級から課長補佐級への昇任時の昇給幅を見直し、主事・技師級から主査級に係る昇給幅を拡大するとともに、主査級から課長補佐級に係る昇給幅を縮小することとする。

「給与制度見直し」案

1 部長級の給料月額の見直し

行政職給料表の部長級（8級）については、大阪市の局長等と同じ3号給制とする。

部局長等（8級一種）の水準については、大阪市の局長の水準を踏まえ、

現行水準に 5,000 円程度増額する。

一方、部局長等との職務・職責の差を踏まえ、理事（8級四種）については、部局長等への増額相当程度を減じた水準とし、行政委員会の事務局長や局長等（8級二種、三種）については、現行水準を維持する。

2 主査級の給料月額並びに主査級及び課長補佐級への昇任時の昇給幅の見直し

(1) 主査級への昇任意欲を高めるため、3級の初号給の水準を 20,000 円程度引き上げる。

具体的には、1～12号給を13号給へ引上げることとし、主事・技師（1級）、副主査（2級）間の重なり幅（74,800円）を下回るように見直す。

(2) 主事・技師級から主査級、課長補佐級への昇任過程における昇給幅のバランスを見直し、主査級への昇任時の昇給幅を拡大するとともに、主査級から課長補佐級に係る昇給幅を縮小する。

具体的には、主査級への昇給幅（9,000円以上）は、10,000円以上へ引き上げ、課長補佐級への昇給幅（22,000円以上）は、20,000円以上となるよう引き下げる。

(3) 実施時期

令和6年4月1日から実施することとしたい。

参考資料7 知事からの要請

4 本委員会の見解

(1) 部長級の給料月額の見直し

ア 知事からの要請

要請においては、平成23年度の「定額制」導入以降、部局長等の職務・職責が増していることから、部局長等へ給与上の措置を講ずることとしている。

本委員会としても、部局長等の職務・職責の変化については、部局長等に対し指揮命令を行う知事や副知事が、行政現場で直接把握していることから、職務・職責の変化を反映した給与上の措置を講ずることが適当であるとする知事の要請については、尊重すべきものと考えている。

たしかに、大規模災害や新型コロナウイルス感染症などの危機事象への対応や2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）のインパクトを活かした更なる大阪の成長・飛躍に向けた取組みなど、部局長等自らが取り組むべき行政課題が増大し、その職務・職責が増してきていることは理解できる。

また、素案において、原則として大括り室（局）を廃止することとしていることから、今後、部局長等自らが意思決定に携わる機会が増加し、負担が増すことも見込まれるところである。

イ 部局長等の給与月額

給与上の措置を講ずる上で、従前の定額制の考え方においては、職務・職責の差異は管理職手当に反映することとしているが、管理職手当は、職務の級における最高の号給の給料月額額の100分の25を超えることができないため、部局長等の職務・職責の増大を反映することができない。

よって、部局長等の職務・職責の増大を反映するため、給料月額について、一定額を増額することとする。

増額にあたって、部局長等の給料月額の水準は、当該職の職務やその責任の程度、国・他の地方公共団体との均衡、民間の水準等を踏まえ、検討する必要があるが、特に地域における国家公務員の給与水準との均衡に十分留意する必要があると考える。

増額する額は、国家公務員の行政職俸給表(一)10級の適用を受ける職員が、大阪市域に在勤する場合に支給される給与月額（給料月額及び地域手当額）の水準を超えない範囲内で設定することとし、知事からの要請の内容も踏まえ、5,000円とする。

ウ 給料表の在り方

要請では、国家公務員の俸給月額と府職員の給料月額を比較するラスパイレス指数の状況等を踏まえ、部局長等以外の部長級職員のうち理事の給料月額の下げを行うこととしている。

行政職給料表が、国の俸給表や民間給与との比較の対象となっていることから、部局長等の給料月額の上上げが、国の俸給表や民間給与との現在の均衡を崩すことにつながることとなりうるため、行政職給料表の水準への影響を極力抑え、また他の職務の級に影響を及ぼさずに部長級（8級）内で均衡を図ろうという考えは一定理解できるものである。

しかし、ラスパイレス指数の是正は、8級だけでなく、給料表全体で検討を行うべきものであり、また、現時点では部局長等以外の部長級職員の職務・職責については、大きな変化がみられないことから、本委員会としては、職務給の原則の観点から給料月額の下げは行わず、現行の水準を維持すべきものとする。

令和5年10月11日に実施した本委員会の勧告においては、国家公務員の行政職俸給表(一)の給料カーブと比較し、国の水準を上回る号給の改定について、国を下回る額とするなど、是正を図ってきたところである。引き続き、民間の状況や国の「給与制度のアップデート」の影響等も踏まえ、部長級や平成23年に同じく定額制を導入した次長級も含めて、給料表の在り方や給与の水準について、一体的に検討を行い、必要な措置を講じていく。

- 参考資料 8 府職員と国家公務員との給与水準の比較、
9 府職員と国家公務員との給料カーブの比較

(2) 主査級の給料月額並びに主査級及び課長補佐級への昇任時の昇給額の見直し

ア 主査級初号給の水準引上げ

要請では、主査級昇任考査の受験率の改善を目指し、受験意欲の向上や受験者の増加に向けた取組みに加え、主査級昇任時における給料上のインセンティブを拡充するとともに、2級と3級の給料月額の重なりを縮小させるため、3級の初号給の水準を引き上げることとしている。

本委員会としても、主査級の若年層の給与水準を引き上げることについては、主査級昇任考査の受験へのモチベーションを高めることにつながるとともに、級間の重なりが縮小し、職務給の原則が推進されることにもなると考えることから、要請のとおり見直すこととする。

なお、国においても「給与制度のアップデート」の中で初号給の水準の引上げについて検討中であることから、その動向について引き続き注視していく。

イ 昇格時の昇給額の見直し

初号給水準引上げ以外の主査級昇任時における給料上のインセンティブの拡充については、前述のとおり、30歳台前半の3級昇格時の昇給額が他の級間と比べ低い状況にあることや4級昇格時の昇給額が比較的高い水準にあることから、要請を踏まえ、行政職給料表の昇格時の昇給額を見直すこととする。

見直しにあたっては、3級昇格時やその他の級間の昇格時の昇給額の状況のほか、他の給料表への影響及び現在検討中の主査級昇任考査の見直し内容等を踏まえることとし、年度内に必要な規定の改正を行うこととする。

5 勧告

知事からの要請に対する本委員会の見解は以上のとおりであり、これに基づき、下記の措置を取られるよう勧告する。

記

(1) 職員の給与に関する条例に定める給料表の改定

現行の行政職給料表及び医療職給料表(一)を別記第1のとおり改定すること。

新行政職給料表への切替えは別記第2の切替要領によること。

なお、切替えにあたっては、令和7年1月1日の昇給において、職員の給与に関する条例（昭和40年大阪府条例第35号）第5条第9項又は第10項の規定の適用を受ける職員について、これらの規定の適用を受けない職員との均衡を図るよう所要の措置を講ずること。

(2) 改定の実施時期

この改定は、令和6年4月1日から実施すること。

別記第1

行政職給料表

職員 の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額							
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	162,600	240,600	287,100	346,000	385,300	440,900	511,300	569,700
	2	163,700	242,500	288,900	348,300	387,800	443,200		
	3	164,900	244,100	290,600	350,500	390,500	445,300		
	4	166,000	245,600	292,500	352,900	393,000	447,500		
	5	167,100	246,900	294,400	355,200	395,600	449,100		
	6	168,200	248,200	296,400	357,500	398,300	450,900		
	7	169,300	249,500	298,400	359,600	401,100	452,800		
	8	170,400	251,000	300,500	361,900	403,800	454,800		
	9	171,500	252,100	302,500	364,100	406,200	456,700		
	10	172,900	253,200	304,600	366,300	408,600	458,400		
	11	174,200	254,700	306,600	368,400	410,900	459,900		
	12	175,500	256,000	308,700	370,600	413,200	461,700		
	13	176,600	257,200	310,900	372,700	415,300	463,000		
	14	178,100	258,600	312,900	374,900	417,300	464,500		
	15	179,600	259,800	314,900	377,000	419,200	465,900		
	16	181,100	261,200	316,900	379,200	421,200	467,400		
	17	182,100	262,100	318,800	381,500	423,100	468,700		
	18	183,500	263,700	320,900	383,700	425,000	470,000		
	19	184,800	265,200	323,000	385,800	426,800	471,200		
	20	186,200	266,700	325,100	388,000	428,700	472,200		
	21	187,300	268,200	327,100	390,000	430,500	473,000		
	22	190,000	269,700	329,300	391,700	432,100	473,500		
	23	192,400	271,000	331,300	393,300	433,600	473,900		
	24	194,900	272,600	333,400	395,000	435,200	474,300		
	25	197,400	274,100	335,200	396,700	436,700	474,500		
	26	199,000	275,700	337,300	398,200	438,000	474,900		
	27	200,500	277,100	339,400	399,800	439,300	475,300		
	28	202,000	278,800	341,500	401,400	440,600	475,800		
	29	203,300	280,200	343,300	402,800	441,700	476,400		
	30	204,300	281,900	345,300	404,000	443,000	476,800		
	31	205,300	283,600	347,300	405,100	444,200	477,200		
	32	206,300	285,300	349,300	406,300	445,500	477,600		
	33	207,300	287,000	351,200	407,400	446,400	478,100		
	34	208,300	288,800	353,100	408,600	447,200	478,400		
	35	209,900	290,500	354,900	409,800	447,800	478,800		
	36	211,500	292,300	356,800	411,000	448,300	479,200		
	37	212,500	293,700	358,500	411,900	448,700	479,500		
	38	214,000	295,400	360,000	412,600	449,200	479,900		
	39	215,500	297,100	361,500	413,300	449,500	480,300		
	40	216,800	298,800	363,000	414,000	449,900	480,700		
	41	219,900	300,500	364,300	414,700	450,200	481,000		
	42	221,600	302,200	365,400	415,400	450,500	481,300		
	43	223,500	303,800	366,500	416,000	450,800	481,600		
	44	225,200	305,500	367,600	416,400	451,100	481,800		
	45	226,400	307,200	368,500	416,800	451,300	482,000		
	46	227,900	308,900	369,600	417,100	451,500			
	47	229,700	310,600	370,700	417,300	451,700			
	48	231,500	312,300	371,800	417,500	451,900			
	49	232,500	313,500	372,600	417,700	452,100			
	50	234,300	315,100	373,300	417,900	452,300			
	51	235,900	316,700	373,900	418,100	452,500			
52	237,500	318,300	374,600	418,300	452,700				

53	238,800	319,900	374,900	418,500	452,900
54	240,100	321,500	375,600	418,700	453,100
55	241,400	323,100	376,300	418,900	453,300
56	243,000	324,600	377,000	419,100	453,500
57	243,900	326,000	377,300	419,300	453,700
58	245,100	327,200	378,000	419,500	
59	246,400	328,400	378,700	419,700	
60	247,600	329,400	379,400	419,900	
61	248,500	330,100	380,000	420,100	
62	249,500	331,000	380,700	420,300	
63	250,300	331,900	381,400	420,500	
64	251,400	332,700	382,100	420,700	
65	252,100	333,300	382,300	420,900	
66	253,200	334,000	382,700	421,100	
67	254,300	334,800	383,000	421,300	
68	255,500	335,600	383,300	421,500	
69	256,200	336,300	383,600	421,700	
70	257,400	337,000	383,900	421,900	
71	258,400	337,700	384,200	422,100	
72	259,700	338,400	384,500	422,300	
73	260,500	338,700	384,900	422,500	
74	261,600	339,300	385,200		
75	262,700	339,900	385,600		
76	263,900	340,500	386,000		
77	264,700	340,800	386,200		
78	265,900	341,300	386,400		
79	267,200	341,800	386,600		
80	268,500	342,300	386,800		
81	269,600	342,700	387,000		
82	270,800	343,200	387,200		
83	272,000	343,600	387,400		
84	273,100	344,100	387,600		
85	274,000	344,300	387,800		
86	275,200	344,800	388,000		
87	276,400	345,200	388,200		
88	277,600	345,700	388,400		
89	278,600	346,000	388,600		
90	279,700	346,500			
91	280,800	347,000			
92	281,900	347,500			
93	282,900	347,700			
94	283,900	347,900			
95	284,900	348,400			
96	285,800	348,900			
97	286,600	349,100			
98	287,500	349,500			
99	288,400	349,900			
100	289,300	350,100			
101	290,200	350,300			
102	291,000	350,500			
103	291,800	350,700			
104	292,600	350,900			
105	293,200	351,200			
106	293,700	351,400			
107	294,200	351,600			
108	294,500	351,800			

109	294,700	352,000							
110	295,000	352,200							
111	295,300	352,400							
112	295,500	352,600							
113	295,700	352,800							
114	296,100								
115	296,500								
116	296,900								
117	297,100								
118	297,400								
119	297,700								
120	298,000								
121	298,300								
122	298,700								
123	299,100								
124	299,300								
125	299,500								
126	299,900								
127	300,100								
128	300,300								
129	300,500								
130	300,700								
131	300,900								
132	301,100								
133	301,300								
134	301,500								
135	301,700								
136	301,900								
137	302,100								
138	302,300								
139	302,500								
140	302,700								
141	302,900								
142	303,100								
143	303,300								
144	303,500								
145	303,700								
146	303,900								
147	304,100								
148	304,300								
149	304,500								
150	304,700								
151	304,900								
152	305,100								
153	305,300								
154	305,500								
155	305,700								
156	305,900								
157	306,100								
定年前再任用 短時間勤務職員	基 準 給料月額								
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	216,300	245,400	269,100	295,800	365,000	381,700	398,500	451,700	

備考

- この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員(附則第3項に規定する職員を除く。)に適用する。
- 職務の級が8級である職員のうち、本庁部長その他人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に**5,000**円を加算した額とする。

医療職給料表

イ 医療職給料表（一）

職員 の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	271,800	359,900	418,500	586,700	621,400
	2	274,300	362,800	421,000		
	3	276,800	365,700	423,400		
	4	279,300	368,600	425,900		
	5	281,600	370,100	427,400		
	6	284,300	373,300	429,900		
	7	287,200	376,400	432,600		
	8	289,800	379,400	434,900		
	9	293,100	381,800	436,600		
	10	296,500	384,600	439,000		
	11	301,100	386,900	441,400		
	12	305,700	389,300	443,600		
	13	309,900	391,500	445,300		
	14	314,500	394,600	447,500		
	15	319,300	397,700	449,800		
	16	324,000	400,800	451,900		
	17	327,300	403,200	453,500		
	18	331,600	405,700	456,000		
	19	335,800	408,000	458,300		
	20	340,100	410,300	460,700		
	21	344,000	411,900	463,000		
	22	347,600	414,200	465,300		
	23	351,000	416,600	467,700		
	24	354,500	418,800	470,100		
	25	356,900	420,300	472,400		
	26	359,600	422,200	474,600		
	27	362,200	424,000	476,900		
	28	364,800	425,800	479,000		
	29	367,100	427,700	481,200		
	30	368,800	429,500	483,700		
	31	370,500	431,400	486,200		
	32	372,100	433,100	488,600		
	33	373,400	434,600	491,000		
	34	375,200	436,700	493,200		
	35	377,000	438,700	495,500		
	36	378,700	440,700	497,800		
	37	379,900	442,600	500,200		
	38	381,700	444,600	501,900		
	39	383,500	446,600	503,700		
	40	385,300	448,600	505,500		
	41	386,200	450,500	507,300		
	42	387,100	452,300	509,100		
	43	388,000	454,000	510,800		
	44	388,900	455,700	512,600		
	45	389,700	457,500	514,300		
	46	390,600	459,400	516,100		
	47	391,400	461,300	517,900		
	48	392,200	463,200	519,700		
	49	392,800	465,500	521,700		
	50	393,300	467,500	523,000		
	51	393,800	469,500	524,300		
	52	394,300	471,400	525,600		

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

53	394,700	473,400	526,900		
54	395,500	474,900	528,200		
55	396,200	476,300	529,500		
56	397,000	477,600	530,800		
57	397,700	478,800	531,900		
58	398,400	480,200	532,800		
59	399,000	481,600	533,700		
60	399,700	482,800	534,600		
61	400,300	483,900	535,300		
62	400,600	484,800	535,900		
63	400,800	485,700	536,600		
64	401,000	486,600	537,200		
65	401,200	487,400	537,900		
66		488,100	538,600		
67		488,800	539,400		
68		489,500	540,200		
69		490,200	541,100		
70		490,900	541,800		
71		491,600	542,500		
72		492,300	543,200		
73		492,700	543,700		
74		493,300	544,200		
75		493,900	544,500		
76		494,500	544,800		
77		494,900	545,200		
78		495,500	545,800		
79		496,100	546,300		
80		496,700	546,800		
81		497,200	547,200		
82		497,800	547,800		
83		498,400	548,400		
84		499,000	549,000		
85		499,200	549,200		
86		499,400	549,500		
87		499,600	549,800		
88		499,800	550,100		
89		500,000	550,400		
90		500,200			
91		500,400			
92		500,600			
93		500,800			
94		501,000			
95		501,200			
96		501,400			
97		501,600			
定年前任用 短時間勤務職員	基 準 給料月額				
	円	円	円	円	円
	302,800	346,100	402,400	477,600	580,400

備考

- この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 職務の級が5級である職員のうち、本庁部長であるものの給料月額は、この表の額に5,000円を加算した額とする。

別記第2 切替要領

号給の切替え

行政職給料表3級の適用を受けている職員の改定実施日における号給は、その者の実施日の前日における号給に応じて別表に定める号給とする。

別表

行政職職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給 \ 級	3級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	2
15	3
16	4
17	5
18	6
19	7
20	8
21	9
22	10
23	11
24	12
25	13
26	14
27	15
28	16
29	17
30	18
31	19
32	20
33	21
34	22
35	23
36	24
37	25
38	26
39	27
40	28

旧号給 \ 級	3級
41	29
42	30
43	31
44	32
45	33
46	34
47	35
48	36
49	37
50	38
51	39
52	40
53	41
54	42
55	43
56	44
57	45
58	46
59	47
60	48
61	49
62	50
63	51
64	52
65	53
66	54
67	55
68	56
69	57
70	58
71	59
72	60
73	61
74	62
75	63
76	64
77	65
78	66
79	67
80	68

旧号給 \ 級	3級
81	69
82	70
83	71
84	72
85	73
86	74
87	75
88	76
89	77
90	78
91	79
92	80
93	81
94	82
95	83
96	84
97	85
98	86
99	87
100	88
101	89

6 結語

素案においては、「若手からベテランまで、全ての職員が能力を最大限に発揮し、活躍できる大阪府庁へ」「組織として最高のパフォーマンスを発揮できる大阪府庁へ」という基本理念に基づき組織体制や人事給与制度を構築・拡充することで、効率的・効果的な府政の推進に取り組むこととしている。

今回の勧告は、知事からの要請に基づき、素案で示された項目の一部について措置するものであり、今後の取組状況や国の「給与制度のアップデート」の取扱いも踏まえ、更に適正な人事給与制度へ発展させていく必要があると考えている。

基本理念の実現に向けて、関係者における継続的な取組みを期待するとともに、本委員会としても、引き続き、所要の検討を重ねていく所存である。